

『江戸時代の農民の負担』

江戸時代、日本の総人口の約8割が農業従事者でした。江戸幕府や諸藩の財政は、このような農業従事者を中心とした民衆から取り立てる税によつて支えられていました。主な税は、田畑などに課される「本途物成」(年貢)と、田畑にかかると、田以外の税としての「小物成」が中心でした。ところが、このように毎年の農業生産物を対象とした税以外にも、それぞれ時代の流れのなかで必要に応じていろいろなものに課せられました。

江戸時代の諸福村における古文書には村人への負担が見られます。享保12年(1727)8月に、前年の収穫物を京都の二条役所まで運ぶための経費を含んで抛出させられています。また明和元年(1764)には、将軍代替りを祝賀す

る「朝鮮通信使」の経費が納入されており、嘉永7年(1854)には、前年のペリー来航による海上防衛の必要性から、江戸湾(東京湾)に砲台の「御台場」建設の費用が上納されています。

このように江戸時代には、農業生産物に課せられる税以外にも多くの負担がありました。

これらの古文書については、8月末日まで、市立歴史民俗資料館で展示されています。

(市史編纂委員 岡村喜史)



農民に京都二条まで年貢米を送ることを負担させた古文書
(享保12年(1727)8月)